

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示
(建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く）)

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

令和8年7月10日

分任支出負担行為担当官

防衛省整備計画局

建設制度官 小長 大輔

1 業務概要

(1) 業務の名称 令和8年度通信工事労務費等実態調査解析業務

(2) 業務内容

本業務は防衛省で発注する通信工事の積算価格算定等に資することを目的とし、労務費等実態調査結果を基に通信技術者労務単価、歩掛及び共通費の解析・検討を行うものである。

【業務内容】

ア 通信技術者労務費の解析・検討

イ 歩掛の解析・検討

ウ 共通費の解析・検討

なお、詳細については特記仕様書による。

(3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和9年3月12日まで

(4) その他

ア 本業務は、資料及び見積書等の提出を電子入札システムにより行う業務である。ただし、電子入札システムにより難しいものは、発注者に申請のうえ紙見積合わせ方式（電子入札システムを利用しない手続きをいう。以下同じ。）に代えるものとする。申請の方法は、説明書による。

イ 本業務は、契約の一連の手続を電子契約システムで行う業務である。ただし、電子契約システムにより難しい場合は、発注者に届出のうえ紙契約方式（電子契約システムを利用しない手続きをいう。）に代えることができるものとする。

2 技術提案書の提出者に要求される資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）

第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 防衛省における令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛

省競争参加資格」という。)のうち、測量・建設コンサルタント等業務の「建築」、「土木」、「電気」、「機械」、「通信」のいずれかについて「A」の格付を受け、北関東防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 参加表明書及び資格確認資料の提出期限の日から見積合せの時点までの期間に、北関東防衛局長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28.3.31）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(5) 平成28年4月1日から手続開始の公示日までに、元請けとして完了又は引渡しを完了した国内における業務であって、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した業務のうち、次に示す同種業務の実績を有すること。

・同種業務：建設工事等に関する技術者労務単価解析・検討業務

ただし、業務成績の評定点が65点未満のものを除くこと。なお、業務成績のない業務については、検査に合格している又は業務が完了している証明をもって65点以上の業務とみなすものとする。

(6) 本業務に参加しようとする者の間に資本関係、人的関係又はそれらと同視しうる関係がないこと。詳細は説明書による。

(7) 防衛省大臣官房会計課、整備計画局施設計画課契約制度企画室又は建設制度官が発注した業務のうち、令和6年度及び令和7年度に完了又は引渡しが完了した業務の実績がある場合には、評価点の平均が65点以上であること。

(8) 次の基準を満たす技術者を配置できること。

配置予定管理技術者

配置予定管理技術者については、以下のアからウに示す条件をすべて満たす者である。

ア 平成28年4月1日から手続開始の公示日までに、完了又は引渡しを完了した国内における業務であって、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した業務のうち、次に示す同種業務の経験（履行期間の全てに従事）を有すること。

・同種業務：建設工事等に関する技術者労務単価解析・検討業務

ただし、業務成績の評定点が65点未満のものを除くこと。なお、業務成績のない業務については、検査に合格している又は業務が完了している証明をもって65点以上の業務とみなすものとする。

なすものとする。

イ 配置予定管理技術者の公示日現在の手持ち業務量が５億円未満かつ２０件未満であること。

ただし、公示日現在の手持ち業務量に防衛省大臣官房会計課、整備計画局施設計画課契約制度企画室又は建設制度官が発注した業務で予決令第８５条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格で落札した業務がある場合は、手持ち業務量が２億５千万未満かつ５件未満である者とする。

なお、防衛省発注機関が発注した業務については、手持ち業務量の件数のみ対象とし、金額は対象外とする。また、履行開始予定日（別表⑥）までに完了する見込みの手持ち業務については、手持ち業務量の対象外とする。

手持ち業務量とは、プロポーザル方式等における特定後未契約の業務を含め、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額５００万円以上の業務をいう。また、手持ち業務量の算定に用いる金額は、手持ち業務量の契約金額（共同体による受注の場合は、共同体構成員として分担する業務の業務額とする。）のうち、当該業務の発注年度から履行期限を含む年度までに係る金額とする。

ウ 公示日の時点で参加表明者と直接的な雇用関係があること。

（９）都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。

（１０）業務実施体制の妥当性が確認できる者であること。なお、業務実施体制の妥当性が確認できない場合とは、以下のいずれかに該当する場合をいう。

ア 再委託の内容が、主たる部分の場合

イ 業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合

（１１）情報保全に係る履行体制について、懸念が存在する者又は業務従事者若しくは親会社等の国籍その他これに類するものが、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者は入札参加を認めない。

３ 技術提案書の提出者の選定及び技術提案書の特定

（１）技術提案書の提出者の選定

上記２に掲げる資格を有する参加表明書の提出者全てを、技術提案書の提出者として選定する。技術提案書の提出者の選抜は行わない。

（２）技術提案書を特定するための評価基準

（１）により選定された者の技術提案書について、次のアからエまでの評価基準により評価を行い、これらの得点合計の上位１者を技術的に最適なものとして特

定する。

なお、配置予定管理技術者に対しヒアリングを行う。

ア 企業の信頼性

イ その他

ウ 業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他

エ 特定テーマに対する技術提案

4 手続等

(1) 担当部局

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1 D棟 5 F

防衛省整備計画局建設制度官

TEL 03-3268-3111 (内線: 36444、36448又は36435)

メールアドレス shikakushinsa@ext.mod.go.jp

(2) 説明書の交付期間等

ア 交付期間 別表①のとおり。

イ 交付場所 防衛施設建設工事電子入札システムセンター

<https://www.dfeg.mod.go.jp>

ウ 交付方法 全て、電子データで交付を行う。

・文書類 : PDF (Acrobat DC形式)

・図面類 : PDF (Acrobat DC形式)

・申請書類 : Word (2019形式) 又はExcel (2019形式)

なお、標記以外の形式による提供は一切行わない。

エ 使用条件 ダウンロードした資料の取扱いに関する利用規則に同意すること。

(3) 参加表明書の提出期限等

ア 提出期間 別表②のとおり。

イ 提出方法 電子入札システムにより提出する。ただし、参加表明書の容量が10MBを超える場合の提出方法等については、説明書による。紙見積合わせ方式による場合は、(1)に持参、郵送(書留郵便に限る。)若しくは託送(書留郵便と同等のものに限る。)(以下、「郵送等」という。)又は電子メールにより提出する。

(4) 技術提案書の提出期限等

ア 提出期限 別表④のとおり。

イ 提出方法 電子入札システムにより提出する。ただし、技術提案書の容量が10MBを超える場合の提出方法等については、説明書による。紙見積合わせ方式による場合は、(1)に持参、郵送等又は電子メールにより提出する。

5 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行虎ノ門代理店）。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。なお、契約保証金の額、保証金額又は保証金額は業務委託料の10分の1以上とする。
- (3) 特定後、契約を締結するまでに、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している者とは契約を行わない。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 技術提案書のヒアリングを行う。
- (6) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4(1)に同じ。
- (7) 参加資格の級別の格付を受けていない者の参加 上記2(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記4(3)により参加表明書等を提出することができるが、その者が当該業務について技術的に最適なものとして特定されるためには、特定通知日までに級別の格付を受けていなければならない。
- (8) 詳細は説明書による。

別表

①	説明書等の交付期間	令和8年 7月10日から 令和8年 8月19日までの9時から18時まで。 ただし、最終日は17時まで。(行政機関の休日を除く)
②	参加表明書の提出期間	令和8年 7月10日から 令和8年 7月22日までの9時から18時まで。 ただし、最終日は12時まで。(行政機関の休日を除く)
③	選定通知書通知の日	令和8年 8月 6日を予定する。
④	技術提案書の提出期限	令和8年 8月 6日から 令和8年 8月19日までの9時から18時まで。 ただし、最終日は12時まで。(行政機関の休日を除く)
⑤	技術提案書の特定日	令和8年 9月10日を予定する。
⑥	履行開始予定日	令和8年10月15日を予定する。

(紙入札方式の場合は、各期間の10時から17時まで(12時から13時までの間を除く)。最終日は記載時刻必着とする。(行政機関の休日を除く))

(行政機関の休日とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日をいう。)